

令和2年3月16日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総務部長兼 財政課長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟	開 発 部 長	大野勝貴
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史
会 計 管 理 者	横山和久	監 査 委 員 長 事務局長	山下正巳
総 務 課 長	佐藤文彦	秘書広報課長	安井幹雄
企画政策課長	佐野智雄	危機管理課長	伊藤淳人
税 務 課 長	佐藤雅人	収 納 課 長	細野英樹
市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴	保険年金課長	服部利恵
環 境 課 長	柴田寿文	健康推進課長	飯田宏基

福祉課長	大木弘己	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和
児童課長	山守美代子	商工観光課長	横江兼光
都市計画課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦	図書館長	服部朋夫
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第7号 訴えの提起について
- 日程第9 議案第8号 弥富市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 市道の廃止について

- 日程第20 議案第19号 市道の認定について
- 日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（追加提案）
- 日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議案第26号 令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤明由議員と佐藤仁志議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第1号から日程第7、議案第6号まで、以上6件を一括議題といたします。

本案6件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言の許可をいたします。

平野広行議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行でございます。

私は、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算について、3点質問いたします。

まず1点目ですが、固定資産税の積算根拠について伺います。

当初予算案作成において、歳入は当然少なめに計上しますが、本市の場合、決算額との比較で、その乖離が大きいのではないかと以前から指摘をされております。28年度におきましては、強く指摘したためかどうか分かりませんが、29年度の予算においては6,000万円の乖離でしたが、30年度は1億5,500万円、31年度は決算額はまだ出ておりませんが、最終見積額との比較ですが、1億3,000万円の乖離が出ております。今年度は、財政調整基金取崩し額も約7億6,600万円と大きく取り崩す形の予算案作成となっているわけですが、この乖離を少なくすれば、財政調整基金の取崩しも少ない予算案作成ができるのではないかと思います。当初予算の比較では前年度比1億1,200万円の増ですが、前年度の最終見込額との比較では1,800万円減での計上となっておりますので、その積算根拠について伺います。

○議長（大原 功君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤雅人君） 改めまして、おはようございます。

平野議員の御質問に対して御答弁申し上げます。

固定資産税につきましては、土地に係るもの、家屋に係るもの、機械、構築物等の償却資産に係るものがございます。

最初に、土地に係る固定資産税につきましては、農地転用等に伴う地目変更による宅地、雑種地の面積の増加により、令和2年度は令和元年度最終見込額より750万円の増額を見込んでおります。

次に、家屋に係る固定資産税につきましては、新築、増築家屋の増加により、令和2年度は令和元年度最終見込額より3,350万円の増額を見込んでおります。

一方、償却資産に係る固定資産税につきましては、機械、構築物等の通常減価償却分等を考慮して積算しており、令和2年度は令和元年度最終見込額より5,700万円の減額を見込んでおります。

そうした結果、令和2年度の固定資産税の当初予算につきましては、トータルでは令和元年度最終見込額より減額となったものでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 土地、家屋に係る固定資産税については、令和元年度の最終見込額より増額を見込んでいるが、償却資産については、それを上回る減額を見込んでの積算ということで、少なくなっておるということですね。

これを思いますと、企業の設備投資あるいは企業立地、これが少ないと見込んでみえるのかなあというふうに理解をしております。

それでは2点目ですが、普通交付税1億5,000万円の積算根拠についても伺っていきます。

本市の財政力指数も、平成24年度から0.98というのが続きまして、29年度からは0.99と財政力がアップしておりまして、不交付団体になるのではないかなあと心配をしているところではありますが、それに伴いまして、当然普通交付税も減少してきております。

これは、合併算定替えによる補填部分が大きく影響をしております。合併算定替え分も28年度から段階的に減額され、今年度、令和2年度でなくなるということになっております。平成22年、23年度においては、本市の財政力指数も1.02という不交付の団体でありましたが、この合併算定替えのおかげで、約6億円から7億円近い普通交付税を頂いておりました。

このような経緯の中で、本年度は前年度当初予算額3億円に比べ、その半額に当たる1億5,000万円の予算計上となっており、大きく減額された予算計上となっておりますが、その積算根拠について、合併算定替えも含めてお答えください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長兼財政課長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えいたします。

普通交付税の令和2年度の積算につきましては、まず、令和元年度の決算見込額をベースに積算するわけでございますが、令和元年度は、決算見込額は2億7,263万1,000円を見込んでおります。

次に、具体的な積算方法につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額との差額、いわゆる財源不足額を積算いたします。この財源不足額が、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた額となるわけでございますが、この財源不足額は、税収、交付金、公債費の増減による影響なども勘案し、積算しております。

その結果、令和2年度は財源不足額を1億8,800万円と見込み、それを令和元年度の普通交付税と臨時財政対策債の額の比率で案分し、さらに地方財政計画の動向も踏まえながら、それぞれの予算額を積算しているものでございます。

そうした中、御指摘の合併算定替えの縮減に伴う減額は、約7,000万円を見込んでおります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは3点目ですが、普通交付税の一部とみなされておりますが、臨時財政対策債4,100万円について伺います。

臨時財政対策とは、平成13年度に創立されて28年度までの措置でしたが、平成29年度の地方財政計画において、31年度まで延ばすことになりました。

臨時財政対策債は地方債でありまして、借金に変わりはありませんが、その返済、元利償還金が後年度において全額交付税に算入されることから、普通交付税の代替措置とみなされております。

平成24年度から26年度にかけては、発行可能額として6億円近い臨時財政対策債を当初予算に計上してございましたが、昨年度では当初予算に1億4,600万円の計上となりました。今年度は前年度に比べ1億500万円の減額、率にして72%減の4,100万円の計上ですが、その積算根拠についても伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

臨時財政対策債の当初予算額が、令和元年度より1億500万円減額になっているという御指摘でございますが、令和元年度の決算見込額は8,170万円となっており、既に当初予算額と乖離が生じております。

このような普通交付税と臨時財政対策債の比率につきましては、毎年度、国の方針により変更されてまいりますので、想定することが難しく、したがって、本市におきましては前年度の比率を元に積算しているところでございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 普通交付税と臨時財政対策債の積算根拠について伺いましたが、国の方針によって毎年度変更されるということで、積算は本当に難しいと思います。本市では、そういった中、前年度における両者の比率ですね、案分、これによって積算しているという答弁で、概算を見ますと4対1ということで理解してよろしいですね。

これは私もちょっと調べてみたんですが、平成24年度におきましては、普通交付税と臨時財政対策債合わせたものが12億円あったんです。30年度におきましてはこれが4億6,000万円、本当に7億4,000万円ほど減額になっていると、大変厳しい財政状況です。財政当局、本当に難しい財政のかじ取りをされると思いますが、しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の議案質疑を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志でございます。

第1号議案、歴史民俗資料館管理運営事業についてお伺いします。

歴史民俗資料館を、保健センターの移転に伴い、図書館棟の1階に移転させる計画について伺います。

公共施設再配置計画案では、昭和60年に建設された図書館棟は建設後35年が経過し、第1期で図書館と市民ホールの40年間隔の大規模修繕が予定されています。弥富市役所本庁舎に隣接する図書館棟は、市外から転入された市民や弥富市を初めて訪れる市民だけでなく、市役所を訪れる市民にとって最も好都合な場所にあります。

公共施設再配置計画に示されているように、今後厳しい財政状況の中で、公共施設の再配置については、その目的、機能、利用対象者、事業効果等を総合的に検討し、厳しく精査して取り組んでいく必要があります。また、可能な限り複合化を進めることによって施設の効率を高め、市民にとってより利用しやすく、行政効果を発揮させる必要があります。

本庁舎のすぐ隣という最も重要な場所に、文化と観光、まちづくりの機能を持つ、まさに弥富市の顔とも言える市民利用施設の位置にあるのが現在の図書館棟です。2階の図書館や3階の市民ホールと総合的に連携し、図書館棟全体の顔となるのがこの図書館棟1階です。歴史民俗資料館からの聞き取りによれば、床面積の半分が収蔵庫ということですが、これほどの重要な場所においては、従来の展示だけでなく、様々な市民交流の仕掛けが必要であり、歴史民俗を狭く捉えるのではなく、現在の弥富の生き生きとした文化や産業やまちづくり、未来の子供たちへのメッセージを含めた形で、単に展示スペースではなく、市民交流の場が必要であると考えられます。

公共施設再配置計画の試金石となるプロジェクトであり、まずは市役所の若手職員をはじめとして、各部署が横断的に、弥富の顔となるこの図書館棟全体についてあるべき姿を検討してください。商工会や観光協会をはじめ、様々な弥富市でまちづくりに関わっている団体

の活躍の場として、どのような交流ができるのか。関係団体も一緒になって真剣に検討する場をつくるべきです。今後の公共施設の長寿命化、再配置の個別計画を検討するときのノウハウを強化することにもなります。

この点について、市長のお考えをお伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 歴史民俗資料館の移転計画の検討に当たりましては、現在、市民ワークショップを開催し、市民の皆様のお意見を頂いているところであります。

図書館棟1階の資料館が入る部分につきましては、収蔵庫の面積を当初の計画より削減し、市民交流スペースを設けるとともに、観光協会との連携を視野に入れ、観光情報の発信について強化すべく検討を進めてまいります。公共施設の長寿命化、再配置計画を含め、資料館の移転を中心とした図書館棟全体の計画につきましては、今後も関係部署を交えて検討してまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

それでは、総合的に取り組んでいただけるようお願いいたします。

2番目に、第1号議案、資産税賦課事務事業についてお願いします。

現在の社会、経済、そして行政組織を支える鍵は、情報、特に地図情報が重要です。3年に1回の航空写真による写真撮影は、弥富市の現状を把握するためにとっても有効な情報です。現状では、税務課の窓口でのみ、写真地図情報について様々なことが読み取ることができませんが、あらゆる面で弥富市の行政に生かすべきです。

特に災害時において、被害調査をより早く、よりの確に、効率よく正確に収集するために、この写真地図情報は現地を調査する上でとても有益です。例えば、ドローンで撮影したとしても、現場の被災する前の状況と対比できなければ災害の状況を正確に把握できません。また、現地を歩いて調査する場合でも、都市計画基本図や住宅地図程度の情報量に比べて写真情報ははるかに有効です。また、現在、危機管理の面から町内会単位でハザードマップの作成が奨励されていますが、一般市民にとって都市計画基本図の地図情報はとても分かりにくい。写真情報は非常に分かりやすく、様々な情報を読み取ることができる有益な地図です。

一方、公共施設の長寿命化の中で、インフラ系の施設として道路、水路等の台帳整備が必要になってきていますが、この写真地図情報は、相当量の情報を持つデータベースと言えます。この写真地図情報は、道路、水路のメンテナンスのための情報にも生かすことができ、長期的な見通しだけでなく、現在の繁忙な業務のためにも生かしていただけたらと思います。

課税の適正化を目的として航空写真が撮影され、地図情報が更新されていますが、防災や公共施設管理の観点から有効利用を検討してください。この点について、総務部長のお考え

をお伺いします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在の都市計画基本図につきましては、税務課が撮影した航空写真を使用し、図化した後、地図情報として活用いたしております。これらの写真情報及び地図情報は、税務はもちろんのこと、介護・福祉、都市計画、土木、下水道のシステム上でも利用しております。

これらのうち、公共施設管理上で活用されているシステムは、都市計画道路、用途地域の情報や道路台帳の一部情報、下水道台帳の情報などがございます。

また、防災の面につきましては、現状では、防災に関する情報収集などは、国土地理院地図や愛知県防災学習システムの標高や浸水深などの情報を記載しているものを主に利用しております。

さらに、ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結しており、毎年、最新の地図やデジタル情報も更新しております。あわせて、災害時における無人航空機による支援協力に関する協定をドローンスクール2社と締結しておりますので、最大限災害時には生かしていきたいと考えております。

税務課の写真情報等につきましては、災害時の活用について連携していくことを事前に協議してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

今後、地元で防災会等でも活用していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。最後に、観光振興推進事業についてお伺いします。

弥富市民にとって、弥富市が観光地というイメージはほとんどないと考えられます。しかし、多くの弥富市民が各地に観光し、多くの交流を持ち、文化的にも産業的にも様々な交流とイノベーションを生み出しています。人間は観光する動物であると言ってもいいのかもしれませんが、つまり、何か特別な観光資源がある必要はなく、人と人が触れ合うきっかけが観光であり、自分が拠点を構える地域が持つ歴史的・文化的なポテンシャルを自覚的に育てて発信することが観光の要と言えます。そして、自分のアイデンティティー、つまり個性を自覚的に発信し、関係者を広げていくことが観光であり、いわゆる関係人口を広げていくことがまちの発展と持続性にとって欠かせません。

最近の各市の観光協会は、旧来の神社・仏閣等の古いカテゴリーの観光資源にとらわれずに、その地の魅力の発掘に努め、その市内の人々がその地域のアイデンティティーを高めるところからスタートし、その地域の人々が誇りを持つことによって、おのずと観光都市としての発展の原動力となっています。

以上の点で、歴史民俗資料館との連携も含めて、あるものを見せるのではなく、今ある人々の市民の生活や、産業や文化を活性化する観光協会であってほしいと思います。単なるイベントを行う観光協会ではなく、まちを活性化させる点でまちづくりを視野に入れた今後の観光協会の在り方と機能、関連団体との連携についてどのように考えているか、商工観光課長のお考えを伺います。観光協会に助成する事業の狙いの説明と、観光協会の体制検討を説明してください。お願いいたします。

○議長（大原 功君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

観光推進事業につきましては、観光協会に助成を行い、市における観光事業の振興を推進いたしております。

観光協会では、市内における桜まつりや芝桜まつりなどのイベントを開催し、また市外の様々なイベントに参加し、市の観光案内や情報発信、地場産業であります弥富金魚や特産物のPRを行っております。観光協会としましては、商工会、金魚漁業協同組合、鉄道事業者などと連携して、市の魅力や知名度の向上を図り、より多くの方々に弥富市を訪れていただけるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

また、観光協会では、より幅広く民間の方に参加いただき観光を推進する体制をつくるため、昨年度の役員会から役員見直しの協議を行い、昨年12月より新たに顧問といたしまして市広報大使、市内鉄道事業者の近鉄、JR、名鉄の3事業者などに加入いただく見直しを行いました。今後は観光協会の独立を視野に入れ、歴史民俗資料館との連携も含め、周辺自治体等を参考に研究してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） どうもありがとうございました。

これからますます様々な関係団体、あるいは市民の方と協力して発展させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（大原 功君） 次に、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典でございます。

私からは1点御質問させていただきます。

議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算について質問させていただきます。

令和元年度より、市は厳しい財政状況を乗り越えるため、行財政アドバイザー制度を導入いたしました。令和2年度の予算に関する説明書の2款総務費、1項総務管理費、8目企画費の企画政策事業費におきまして、行財政アドバイザー報償費が19万7,000円と計上されております。令和2年度の予定開催回数と、行財政アドバイザーにはどういった方を委嘱され、またその方の報酬額は幾らでお願いしてみえるのか、さらに行財政アドバイザーに行ってい

ただく内容と、それに期待できる効果について伺わせていただきます。

○議長（大原 功君） 佐野企画政策課長。

○企画政策課長（佐野智雄君） お答えいたします。

行財政アドバイザーの予定開催回数につきましては、行財政に関する取組につきまして2回、事務事業の見直しに関する取組について2回、若手職員の育成に関する取組について7回の開催を予定しております。

各アドバイザーに委嘱している方は、行財政に関する取組につきましては大阪大学大学院の赤井教授、中京大学の釜田教授と斎藤准教授に、事務事業の見直しに関する取組につきましては滋賀大学の横山教授に、若手職員の育成に関する取組につきましては名古屋市立大学大学院の三浦准教授をお願いしております。

なお、報酬額につきましては、全て1時間当たり5,000円でございます。

また、行財政アドバイザーに行ってもらった内容と期待する効果につきましては、市長及び職員が市政における重要な政策判断や政策研究を行うことに当たりまして、専門的な立場から個別に助言などを頂くことによりまして、本市が今後も引き続き持続可能な行政運営を取り組んでいけることを期待しております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井克典議員。

○7番（横井克典君） 先ほど企画政策課長のお話から、3つの大きなテーマで令和2年度は行財政アドバイザーを活用した事業が展開されるというお話を伺いました。

今年度も若手職員の政策勉強会をされたということで、担当係の方からお話を伺いますと、かなり若手の職員の方も政策立案について組織横断的な勉強ができてよかったというようなお話を伺っております。私も個人的にはこういった若手職員の育成というものは大切だというふうに考えております。

私のほうからの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

本案6件は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第7号 訴えの提起について

○議長（大原 功君） 次に、日程第8、議案第7号を議題といたします。

ここで、副議長と交代いたします。

[議長、副議長と交代]

○副議長（鈴木みどり君） 議長に代わり議事を進行します。

地方自治法第117条の規定により、大原功議員の退場を求めます。

〔議長 大原功君 退場〕

○副議長（鈴木みどり君） 本案は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

議案第7号について御質問させていただきます。

まず、議案第7号の3番、訴えの相手方が大原功氏1名になっておりますが、これはこれでよろしいのでしょうか。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 一部の土地の所有者には、相手方の親族名義も含まれておりますが、擁壁につきましては、調停において相手方が設置したことを認めており、また共同住宅の所有は登記簿上も相手方1人でございますので、親族の方は訴訟の被告とはしない予定でございます。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 確かに、この関連の土地5筆のうち、少なくとも196の3番地、これは親族名義になっております。この状態で判決が下りた場合に、土地所有者に責任が問えないというような状態にならないかなあということを心配しておりますが、その点がどうかということと、これはまだ訴状が来ていないかと思うんですが、現在、相手方から訴えが起きておるそうですが、その原告は1名なのか2名なのかお尋ねをいたします。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 訴状が届いておりませんものですから、お答えを控えさせていただきます。

○副議長（鈴木みどり君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） これも多分、訴えとなりますと、土地の所有者が私のものだ、時効だというふうにおっしゃるのならば、2名ないと私はおかしいと思うんですが、この辺は顧問弁護士さんもお見えになることですから、そちらのほうときちんと協議をしていただいて、後で問題が起こらないようにしていただくということで結構でございますが、次、2番目の質問でございます。

2番目が、現在市が133万2,675円という請求をされておるわけでございますが、そもそも固定資産税評価額の5%で計算されておるわけですが、この根拠をお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公有財産の一部使用の許可につきましては、地方自治法第238条4第

7項の定めを受けて、弥富市公共用物管理条例が定められております。行政財産は原則として、これに私権を設定することなどが禁止をされているところでございます。市条例では、許可の必須条件といたしまして。公共用物の管理に支障を及ぼさないことのほか、必要やむを得ないと認められる場合に限ってとなっております。したがって、本事案につきましては、当該土地の原状回復及び返還と、返還までの間の使用料の返還を求めるものでございます。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ただいま公共用物管理条例という話が出てまいりましたが、この条例でいきますと、正規に水路、道路を市のほうからお借りした場合の別表1として、この使用料が使用面積1平方メートル1年につき1000分の64となっておりますが、1000分の64はイコール6.4%になるはずなんです。なぜこれが5%になっておるのかということと、もう一つは、あくまでもこの公共用物管理条例は、確かに正規にものを借りた場合の条例であると思うんですが、その中に、19条としまして過料、いわゆる過ち料でございますが、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額、5万円に満たない場合は5万円以下の過料に処するとなっております。これはまさしく不正行為であるということで私も監査請求を出しまして、したがって監査の結果に従って市のほうが勧告されておると思うんですが、この辺の考え方というのをちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 前段の部分のパーセンテージの違いにつきましては、市街化区域と市街化調整区域の差でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、公共用物の条例に基づいてということでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、原状回復及び返還と、返還までの間の使用料を求めていくものでございます。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） これは、この用水の前にも別件で監査請求を出したのが、平島町地内の大脇というところがありました、これは法人たる会社のプロパンボンベの不法占拠事件でありました。これは、市のごみ置場に無断でプロパンボンベが5本並べられて、近隣10軒ほどに集中供給されておりました。これはすんなりと撤去がされて、使用料として10万8,870円の使用料が支払われております。それで、これもまさしく不正行為だと思うんですが、撤去されましたのでこれは認められた、本人はお認めになったものだと私は解釈しておりますが、あくまでもこれは法人たる会社がやったことでありまして、その代表者が、名前は出しませんが問題の人であると。ですから、これを行政財産の管理条例でしたかね、そ

ちらのほうも同じような文言で、不正もしくは詐欺の手段によって徴収を免れたものは5倍以下と、こういうふうになっておるわけですけど、これは、今まで多分、こんな条例を適用したことは全くないと思うんですが、今回の件に関しますと、これを全く適用しないと、今後このような事案が発生した場合に、一切これは条例があってもないものだと、こういうふうに思えてくるわけなんです、なぜこれを適用されないのか。そもそもこれが何のための条例か。

以前にも、そのガスボンベのときもちょっと担当課長さんとお話ししたんですけど、なかなか条例が適用しにくいというお話を聞いておりますが、そうしますと、この条例は正規に水路、道路を借りた人が、途中から不正行為をした場合は5倍以下の過料となって、最初から全て全部不正をやった人は一切適用がないとなったら、ちょっとこれは市民の皆さんに納得いくんですかね、こういうやり方をすると。どちらが悪質といいますと、当然全てを不正したほうが悪質だと思うんですが、ところがこの条例で、ごみ置場のときの話ですと、条例が適用しにくいからこの条例は適用しないという話でした。そのためにわざわざ監査請求も出したんですけど、それも同じような考え方で棄却されております。ですから、もう一回言いますけど、正規にものを借りた人が途中で不正をやると5倍以下の過料、最初から全部無視をしてやった人はゼロ、この考え方が実際通用するか、この辺もちょっとお答え願いたいと思います。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 加藤議員の言われることは正論であるとは思いますが、思いますけれども、もともと行政財産というのは、そういったことにお貸ししないというのは大前提になっております。今回、請求させていただいているのは、民法による不当利得ということで使用料ではございません。言われることは十分分かりますけれども、最終的に裁判になったときには、やっぱり条例ではなく不当利得、民法に従って請求していくということですので、御理解を頂きたいというふうに思っております。そういった状況です。

○副議長（鈴木みどり君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 今回、訴えの提起につきましても、民法703条、704条の規定により云々と書いてありますけど、確かに条例の解釈、ちょっと私どももどういうふうにこれを解釈していいかはっきり分からない部分もあるんですが、704条というのが、たしか金利の部分ですよね。金利は確かに民法404条で、取決めのない金利は5%、これはもう間違いなく決まっておるわけですが、何かこの辺がちょっと曖昧で、こういうことが起こった場合に間違いなく適用できる条例というのはどこを探してもないわけですが、一番近い条例がこの公共用物管理条例かなと思ひまして、私はこの条例に従って請求させていただければ、あとは5倍以下となっておりますけど、5倍にするのか3倍にするのか2倍にするのか、その辺もど

なたがこれをお決めになることか分かりませんが、もうこの辺を全て、いずれ裁判になるんだったら裁判所のほうの判断に委ねたらどうかと思いますが、いかがですかね。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 請求金額については、当初勧告させていただいた金額でさせていただくことになると思います。

裁判になった場合に、我々が請求した金額以上の判断をするということは、裁判官はないと思います。それ以下になることはあるかと思いますが、そういったふうになるかと思いません。

それと、先ほど市街化と市街化調整区域について若干差があるわけでありましてけれども、これについては確かにその条例を参考にさせていただきましたけれども、適用したわけではございません。以上です。

○5番（加藤明由君） ありがとうございます。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二です。

私もこの議案第7号訴えの提起について御質問させていただきます。

第1項目めにつきましては、先ほど加藤議員のほうより詳しいことがございましたので、省略させていただきます。

市管理の公共用施設に対して、コンクリート擁壁の撤去及び当該土地の原状回復を求める訴えでございますけれども、まずその前提として、この訴えの理由の中に、調停不成立ということで書いてございます。この調停不成立の理由と、また相手方はどのように言っておられるのか、御回答をお願いします。

○副議長（鈴木みどり君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

調停において、市は弥富市監査委員から出された監査結果の勧告に基づき、擁壁が設置された平成18年10月6日から撤去までの間の使用料相当額及び令和3年10月3日までに境界をはみ出した部分の擁壁を撤去するように求めましたが、相手方より水路敷地の買取りの申出がございました。しかし、双方話し合いでの解決が見込めないことから、調停が不成立となったものでございます。

○副議長（鈴木みどり君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） この問題となっている用地は水路ということでございますけれども、水路に関して買取りという方向はまずあり得ないというふうには私は思っておりますし、また国からもそういった通達が出ていると思いますので、こちらからはしっかりと市のほうもそのような認識の元で頑張っていただきたいと思っております。

また、原状回復をこうして求めているわけですが、こうした原状回復は2年ということでございます。ただ、この2年、裁判等、訴訟等で長引いていけば、どんどん期限が遅れていくような気がしておりますけれども、いつ頃この訴訟を行う予定で今議会の議案として出されたわけでしょうか。お願いします。

○副議長（鈴木みどり君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 相手方、訴訟代理人より弥富市に対し、名古屋地方裁判所に訴訟提起した旨の連絡がございましたが、今日現在、裁判所からの訴状は届いておりません。

しかし、訴状の受理及び議案第7号の議決後には、市側訴訟代理人弁護士と相談の上、反訴の手続を進める予定でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 問題となっている土地は水路ということで、特に災害対策にとっては重要な用地になっております。これを占拠しているわけでございますので、一刻も早く返還を求める必要があるわけでございます。

しかし、この議案が先送りにされるようなことがあれば、こうした裁判日程もずれ込んで、監査委員の要求どおりにいきますと、先ほど答弁あったように2年間以内での撤去は難しくなっていくわけでございますので、やはりこれは早急に返却していただく必要がございます。原状回復して返却していただく必要がありますので、ぜひこの議案に関して早急な対応を行っていただきたいと思っておりますけれども、市長、そのようなことに関して御意見をお願いします。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 那須議員の御質問でございますが、早急にというようなお話でございますが、現在のところは訴状も届いておりません。

今回は議案の提起ということで出させていただいておりますが、これにつきましても、市といたしましてはもう少し時間を頂きながらきちんとした対応を取ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（鈴木みどり君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 訴状ということでございますけれども、やはり訴訟において必要な措置を早急に整えていくことが必要だと私は考えていますし、今、市長がおっしゃったように、もう少し時間をかけたいということはなぜですか。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） すみません、時間をかけたいというのはちょっと訂正させていただきますが、訴状が届きましたら対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 早急にこうした水路が原状回復して、弥富市の安全・安心のために必要な措置として一刻も早く行っていただくことを強く求めまして、この議案に関しての質疑を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木みどり君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 15番 佐藤高清でございます。

議案第7号について質問をさせていただきます。

2月29日の毎日新聞に「不法占拠の市議を提訴へ、来月定例議会で提案」と、このような記事が載ったわけでありまして。我々が議案を頂いたのは3月2日でありまして。我々が知らないうちに、市はどうしてこのような記事になるような発言をされたのか。今、市と各論に入って質疑が行われておるわけでありましてけれども、私はこれに入る前の形、いわゆる議員が知らないうちにマスコミが発表するというこの構図、弥富市の議案等々によるコンプライアンスはどうなっておるか、ここに疑問を持って質問するわけでありまして。

少なくとも、我々議員が知ってからマスコミに発表していただくのは結構であります。我々は12月議会において、一般質問の中で市の考えと答弁を聞かされました。初めて我々は聞くという質問であります。その前に、市は市で考えをマスコミに言い、市の担当者は担当者でマスコミに発表する、この形が正常であるかどうか質問いたします。

まず、我々議会議員が議案を知る前にこういったマスコミに発表されたことについて、どのようなお考えかお聞きします。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今の訴えの提起の議案が記者に対して発表したという事実は全くありません。予算に関しては、確かに事前に記者の方に集まっていたいただいて発表はさせていただきました。その場合も、議員の皆様は議案をお渡しした後にしてくれということをしかりくぎを刺しておりますので、どこでこういったように漏れたかについては私も全く把握しておりません。記者に対してこういった議案を出すということは一切発表しておりません。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 明日からこの議案について審議が始まるわけでありまして。当然我々は監査の結果を尊重して対応するわけでありまして。しかしながら、2月29日土曜日、毎日新聞です。市は大原市議に対し、土地の明渡しなど求めて提訴する方針を固めた、これは誰の発言ですか。

もう一つ、市担当者は、買い取ればよいという話にはならない、訴訟により原状に戻し、不当利益を返還してもらいたい、この市の幹部、答弁をお願いします。

○副議長（鈴木みどり君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

この件に関して、私どもが積極的に公表したのではないということでございます。取材を元に窓口のほうに来られました。その際に、全て十分なのか分からないんですが、取材をされていて、これについて事実か間違いないのかということをお尋ねがありました。これに対して、事実のものについて事実ですと申し上げたものです。

また、最後の部分につきましては、一部分だけをちょっと切り取られた形で載ってしまいました。そういうことでございます。基本的には、監査結果に基づくことであると思っております。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 開発部長、切り取られた部分、そしてまた市の対応されたこの市は誰ですか。続けて2人、答弁願います。

市の考えが毎日新聞に載っておるわけですけれども、市の考えを発表したのは誰かということと、先ほど開発部長が言われた、切り取られた部分の文言をお答え願いたい。

○副議長（鈴木みどり君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） その取材の中で、3月議会にそういった訴訟のほうがあるのかということがお聞きになりました。ですから、議案に関して全てお話ししたわけではなくて、それがどうかという話をしただけです。そこで方針を固めたとか、そういったことは報道の方が記載されたことだと思っております。

最後の部分につきましては、監査結果に基づき請求していくということを最初に申し上げております。

○15番（佐藤高清君） 市は誰が毎日新聞に言ったのか。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この新聞記事につきましては、市のほうは答弁していないと私は信じておりますし、今開発部長のほうからお話ございました、新聞記者の誘導によりまして答えたということは大変軽率なことではございます。コンプライアンスの面におきましても、今後はきちんと幹部、また課長、それからまた全職員に対しまして徹底をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私どものほうからは一切発信はしていないというふうに思っておりますけれども、こういった事案が起きた後に、いろんな議員の方から今後どうしていくんだという質問は結構ございました。そういった中で、市の考え方というものをお話しした事実はございます。だから、直接記者の方にお話ししたということは一切ございません。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） 市長のほうから少し軽率であったという話があるわけでありまして。

少なくとも、議案は我々議員が知ってからの話なんです。2月に我々は改選をしました。その中で、市と争っておる原告が議員であり、またこれを監査請求をしてみえる方が議員になったわけでありまして。大変イレギュラーな形だと思っております。であるならば、もっともっと慎重に、市当局は市長、開発部長、副市長が連絡を密にして、徹底したコンプライアンスを守るべきじゃなかったんですか。今聞くと、市長は市長、副市長は副市長、開発部長は開発部長で、単独に応じておるような格好じゃないですか。まるっきり我々は無視されておるような形ですよ。再度市長、答弁をお願いします。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。このコンプライアンスの問題につきまして、いま一度、市といたしましてもきちんと徹底してまいりたいと思っております。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） じゃあこの2月29日の毎日新聞の記事については、そういう形で収めるとして、今度は3月10日、朝日新聞、そして中日新聞、文書なく経緯不明の案件がよくもよくも2月29日の新聞に答えることができたわけですね。これをなぜ放置、文書なく経緯不明とあるわけですよ。ここに至るまでの。きちんとこれは誰か答弁しておるわけでしょう、朝日新聞に対して。13年前、14年前の案件であって、経緯が不明であると大きく報じられておるわけ。そんな案件を、先ほど市長が謝罪されたけれども、よくもよくもマスコミに言われたわけ。初めて第7号議案が提案されて我々が議論するわけ、もう今各論に入って質問に入っております。その前の段階で全然経緯が分からない、文書もない経緯不明の案件が、どうしてこのような形でマスコミに流れるか。ここの中で市の担当者、また当時の市職員とも出てきますよ。この3月10日の毎日新聞の記事について、答えられる人があったら誰でもいいですから教えてください。

○副議長（鈴木みどり君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

朝日新聞の記事、これに関しましても取材がございました。その内容につきましては、さきの12月議会の中でも一通りの流れが語られていると思います。そういったもの、あとそれから監査結果を元に取材がありました。監査結果通知もどこかで入手をされてお持ちだったと思います。そういったものに対して確認をされただけでございます。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） 開発部長、勝手のいい話じゃないですか。我々議員が今日初めて議

論に入った案件を、そんな言い方はないでしょう。上司の市長、どうですか。そんな言い方はないですよ、しかし。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 佐藤議員の御質問でございますが、13年間不法占用というか、これは本当に途中で経緯が分からなくなってしまったということをして市側も答えているわけでございます。そのような中で、今開発部長が答えたわけでございますが、本当にこの問題につきまして、私としてもちょっと分からない、この13年、14年でありますものですから、自分の納得いくまで調べてみたいと今は思っております。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高き議員。

○15番（佐藤高き君） そうですよ。我々もこの13年、14年前の話は全く知らない話であります。当然初めからそういった考えを示していただければ、我々も慎重に監査請求の結果を尊重しつつ議論に入れるわけでありましてけれども、今回の件はマスコミ優先ですがね。新聞を見た人は、もう決定的に明日議決されて訴訟に入るという内容ですがね、これ。我々の立場はあったもんじゃないですよ。もう一回言いますよ。今回市と争ってみえる、裁判で争ってみえる原告が議員になってみえるわけ。この案件に対し、監査請求をされた方が議員になっているわけです。全くイレギュラーな話ですよ。それをよくもよくも、文書のない経緯不明の案件をマスコミにしゃべったもんですね。おかしいですか、私の質問は。

〔「おかしくないよ」の声あり〕

○15番（佐藤高き君） 12月議会は質問に対して答えただけ。初めて私たちはここに立って聞くわけよ、質問に。その前にマスコミに発表するという馬鹿げた話がありますか。市長はゆっくりと考える時間が欲しいと。最初からそう言っていただければ、我々は監査請求に基づいてきちっとした態度を取りますよ。我々の発言がない前に市が固めちゃったんじゃないですか。市が考えを固めてマスコミに出したんじゃないですか、これ。開発部長、答弁お願いします。

○副議長（鈴木みどり君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 議会軽視のつもりは全くございません。また、経過なくというのは、さきの議会の中でも御質問がありました。その後の話ですね。通告をいたしました。その後の話について経過がないということでございます。以上です。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高き議員。

○15番（佐藤高き君） 12月の議員の一般質問の中で、副市長が6月に初めてこの件を知ったと言われたわけでありまして。6月に知って9月議会がある、12月議会がある。12月議会の一般質問で答えられただけで、我々に提起はなかったですよ。少なくともこのマスコミ誘導で、明日議決されて提訴に入るという流れができておることは事実じゃないですか。開発部

長は議会を軽視していないと言ってみえる。軽視しましたと言えるわけじゃないですか。市の幹部、市の幹部と出てくるのは開発部長のことでしょう。朝日新聞にせよ、毎日新聞にせよ。全て開発部長が答えておるわけでしょう、これ。その上司たる副市長、市長、答弁お願いしますよ。

○副議長（鈴木みどり君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 報道に書かれております市職員というのは私のことでございます。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 開発部長、軽率な発言があったということでございます。これは本当におわびを申し上げる次第でございます。

今、佐藤議員からもいろいろと本当にお話を頂いたところでございます。何年か空白の間がありました。これも私は前市長からは引継ぎを受けていない案件でございますものですから、一度きちんとお話を聞いて、またその当事のお話もしっかりと自分の腹に落として、いろんな対応に当たってまいりたいと思います。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、事が起きたのは8月です。そういった中で、私どもは監査結果が出る前にいろいろと御本人には通知を出させていただきました。これは実際に10月に監査結果が出たわけでありまして、それに従って、監査結果に従って、また通知をさせていただきました。

そういった中で、御本人から民事調停の申出があったということで、特に議会のほうには細かいお話はしておりません。そういった中で、最終的な監査結果報告につきましては、12月議会で諸般の報告で議員の皆様にお渡しはしていただいているというふうに思っております。そういった中から、いろんな事情については把握していただいておりますという前提でお話をさせていただいております。

こういった中で、民事調停につきましては2月20日をもって不成立ということになりましたので、今後どうするんだという話は、当時の現職の議員の方、いろんな方からお話があって、今後の考え方としてはしっかりとお話をさせていただきました。そういったのがどこから漏れたとは言いませんけど、情報としては新聞記者等に漏れたんじゃないかというふうに思っております。

そういったことからすると、いろいろ私どもに相談があった場合に、議員の方には軽率にお話しできないなんていうふうに思いましたので、こういったことを含めて、全体の場で話をするのがやっぱり正論かなというふうに思いますので、今後についてはきちっと気をつけていきたいというふうに思っております。

特に間違ったやり方をしたと私は思っておりません。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） 明日から7号についての審議が始まるわけでありましてけれども、明日聞こうと思っておりました。

副市長の話の中で、監査請求が起きたのが8月6日、8月22日に市長の名前で、令和19年までに対策を取ればよいというような内容のものを出したわけでしょう。明日聞くつもりでございましたよ。それがいつの間にか監査結果が出て、それを尊重して2年以内に壊しなさいと。この経緯すら我々は知りませんがね。第1回目が令和19年までで結構ですよ。金額云々も書いてありましたけど。それが突然、この11月4日、議長に提出された、監査結果を。そこで、市が考えが二転したわけでしょう。令和19年が2年以内に。そういったことを説明いただきましたか。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 実際、監査結果が出る前に、私どもは現場等確認して、実際に水路の機能自体は阻害されておるわけではありません。そういったことから、過去の経緯をいろいろそういった情報を得た中で調べました。そうしたら、やはり当事の開発協議の図面と大きく乖離するような開発になっておったということは事実でありましたので、本人に対して出ていますよという話はさせていただきました。

そういった中で、先ほど言いましたように水路の流れ自体は阻害されているわけではありません。確かに水路敷地は侵奪されています。そういったことから、当初まだ監査結果が出る前に、いわゆる建ててから30年たった建物が償却できる頃に壊してくれという文書を出させていただきました。それと、その時期に見合った今まで使われた、いわゆる不法に使用された分、その分については使用料に相当する不当利得として返還してくれということで通知を差し上げました。ところが、それに対しては全く応じられなくて、自分でも裁判を起こすと。ということで最初にやられたのは民事調停でありましたけど、それと監査結果についてはたしか10月だったと思いますが、監査結果について、私ははっきり言って非常に厳しい監査結果だというふうに思います。その監査結果の監査の勧告内容については、我々には一切相談がございませんでした。突然の監査結果を頂いてびっくりしたというのが事実であります。そういったことから、監査結果を尊重しなければいかんということで、改めて、10月の中旬だったと思いますが、22日頃かな、ちょっと日にちは忘れましたが、勧告に従って再度通知を差し上げますということで送っております。それと相前後して、議員の方から民事調停を起こすということで文書を頂きました。そういったことで、まず民事調停がきちんと終わらない段階では訴えの提起ということはありませんということで、その間については民事調停が終わるまでは静観という形になりました。

そういった中で、いろんな議員の方から今後どうするんだというふうな御質問を頂いて、

最終的に2月20日に民事調停が不成立になったということで、訴えの提起には入ることになるだろうなということは、聞きに来られた議員の方にはお話ししております。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 今、副市長のお話から、初めて我々に報告があったような内容だと思います。初めて聞いた結果だと思います。

それで、今も言われたように、聞きに来られた議員には答弁したと。そこからマスコミに流れておるんじゃないかというような臆測をするわけですけれども、各論については明日また質問させていただきます。

今回の訴えの提起につきましては、市が原告になるわけでしょう。それを我々は監査請求に基づいて尊重して、賛成なら賛成に行きますよ。そうしたときに、我々の持たされた責任、いわゆる我々が賛成したことによって、訴えを起こされた被告人が個人的に名誉毀損とか侮辱罪とか訴えられることはあるかないか、この辺のところを市の幹部の方で答弁をお願いします。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 名誉毀損罪というのは、例えば全く民間の方であれば、事実であってもそれを公表することによって名誉毀損罪というのは成立いたします。ただ、公人の場合ですと、事実であればこれは名誉毀損罪には当たりませんので、そういったことはないというふうに思っております。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） ということは、原告になって、我々がこの訴えの提起に賛成する、市は訴訟を起こす。敗訴した場合の我々の責任はどうか。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 敗訴したことによって、議員の皆さんに責任が行くということはありませんというふうに思っております。これはやはり原告、被告がそれぞれ口頭弁論を行って、それぞれ陳述した中で最終的には結審し、裁判官の判断することでありますので、それによって、訴えをしたから、それに賛成したから、議員の皆様にもそういった迷惑がかかるというようなことはあり得ないというふうに思っております。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） それはおかしいんじゃないですか。被告人になった人が、賛成したから僕の人権を無視したと訴えることができるわけでしょう。被告人になった方が人権を無視されて侮辱されたということで、個人的に訴えることはできるわけでしょう。

○副議長（鈴木みどり君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 本人が訴えられても、それを採用するかどうかは裁判所の判断でありますので、ここで議論する内容ではないというふうに思っております。

いろいろ議論していただいた中で、可決するか否決するかについては、議員の御判断でお願いしたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） そのとおりだと思いますよ。裁判官が受けるか受けんかは別として、訴えることはできると思いますよ。訴えられる可能性もあるわけですよ。それを裁判所が受けるか受けんかは裁判所の判断であり、ここで訴えられないことはありませんということは言い切れないと思いますよ。したがって我々は、被告人になられた方に個人的に訴えられる可能性はあると。しかし、裁判所がどういう判断をされるか分からないということだと思います。

総務部長、それでいいですか。

○副議長（鈴木みどり君） 渡邊総務部長。

○総務部長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま副市長のほうからお話がありました。議員もおっしゃられましたけれども、これは裁判所の判断だと思っております。

○副議長（鈴木みどり君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 明日、提案される案件であります。新聞に記事によれば、明らかに明日議決されて提訴するという流れが出来上がっておるわけです。しかし今日、安藤市長が振り返って13年、14年前を調べたいと、少し時間が欲しいという話でした。ぜひこれは調査委員会等々を立ち上げて、きちっとした結果を、全員が納得できるような結果を生み出してほしい。私はそれを提案して、明日の質疑に臨みます。以上で終わります。

○副議長（鈴木みどり君） 他に質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野でございます。

先ほど、3名の方がこの件に関しまして質疑をされました。聞いておりましたが、まず我々議員はこの議案に対して、最初見たときに一番不審に思ったのが、事件が13年前に起きておることなんですよね。なぜ今頃になってこの事件が出てきたのか。なぜこの間、13年間伏せておられたのか。市側はどう対応していたのか、黙っていたのか、その辺がよく分からないということで、いろいろ今質疑もありました。まさにここの点だと思います。

そして、市長のほうからもじっくりともう一度考えたいということは、我々議員も初めてこの議案を頂いて、いろんな新聞報道が先行して、それに基づいて、ああなるほど、こうい

うことかと、これはいかんわなあとということは、一般の市民の方当然思っちゃうわけです。ただ、そこに至るまでの経緯、これについては何も書かれていないし、審議もされていないわけです。これはやはり議員としては、議会としては、市民の方にきちっと説明する説明責任があります。それには我々には、調査権もありますし監視権もあるわけです。

そういった意味合いからおきまして、行財政委員会、明日から開催されますが、そういった中において、調査委員会になるのか特別委員会になるのか分かりませんが、この問題について一からじっくりと、どこに問題があってこういうふうな流れになってきたか、しっかりと調査をした上で、我々議員一人一人がこの件に対しての表決を下す。それでなければ、分からないから裁判所に任せればええわというようなことで、この議案に対して賛成と言って賛成議決をします。そういったことでは、我々議員に課せられた使命は果たせません。私はそう思います。ですから、ぜひこういった委員会というものをつくっていただいて、この問題に対して全員の方がしっかりと議論していただく、そしてその上で表決をしていただきたいと思いますので、市長も前向きなことを今答弁されましたが、もう一度私の意見、こういった委員会を設立してはどうだという意見に対しての市長のお考えをもう一度伺います。

○副議長（鈴木みどり君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 訴えをするということは、大変これは市にとっても重いことでございまして、また責任があることでございます。先ほども申しましたように、十何年の空白期間があり、またその前の経緯もある、絶対これはあるわけでございますが、そういったことを皆様と一緒に共有して、議員の皆様にはそれは採決していただければと思う次第でございます。そのための委員会設置等も提案があったわけでございますが、御検討いただければと思います。以上でございます。

○副議長（鈴木みどり君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 前向きな答弁ありがとうございます。

これにて私の質疑を終わります。

○副議長（鈴木みどり君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託します。

大原議員の入場を求めます。

〔議長 大原功君 入場〕

○副議長（鈴木みどり君） ここで、議事を交代します。

1時間が経過したので、暫時休憩します。再開は午前11時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第8号 弥富市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第14 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 市道の廃止について

日程第20 議案第19号 市道の認定について

日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（大原 功君） この際、日程第9、議案第8号から日程第25、議案第24号まで、以上  
17件を一括議題といたします。

本案17件は提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二、お願いします。

私といたしましては、議案第14号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について質問させて  
いただきます。

まず、この会計では、資産割が大きく16%から8%へ減る反面、所得税割が5.4%から  
5.8%、そして均等割に至っては2万3,000円から2万4,400円、これは基礎課税分でござい  
ますけれども、そういった調整が行われるような議案が出ておりますけれども、これによっ  
てどの程度の方が増額となりますか。お答えください。

○議長（大原 功君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） お答えします。

今回の税率改正では、県の示す保険料率に近づけるため、所得割、資産割、均等割、平等割それぞれの税率を改正しております。

主立ったモデルケースで説明をさせていただきます。

60歳のお一人世帯、給与収入65万円の方、固定資産税がない世帯の方で400円の増、70歳の御夫婦、年金収入300万円で固定資産税10万円の世帯の方が100円の増、同じ家族構成、収入で、固定資産税20万円の場合は9,900円の減、40歳御夫婦と子供お二人の4人世帯で、給与収入500万円、固定資産税10万円の世帯の方で2万1,700円の増となっております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、ケースによって示されましたけど、増減が家族構成や状況によって変わってくるのかなあと思いますけれども、やはり問題は均等割が大きく増えることにあるんじゃないかなあと思いますが、まずどのような理由によってこのような調整を行うのかお答えください。

○議長（大原 功君） 服部保険年金課長。

○保険年金課長（服部利恵君） お答えします。

国民健康保険は、平成30年度に大きな改正があり、県が事業主体となりました。市として保険給付費の急激な伸びに対応することはなくなりましたが、県全体の保険給付に必要な額を賄うために、県が定めた額を各市町村が国民健康保険事業費納付金として納めています。

県は、国から県内の保険料の統一化を求められており、国民健康保険事業費納付金の額を国民健康保険税で徴収する場合の保険料率を標準保険料率として示しています。

弥富市としては、県が保険料統一に踏み切る前に、現在の税率を令和2年度から令和6年度までの間で緩やかに県が示す標準保険料率に近づけていきたいと考えています。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 県の示す定めた額というのは確かにございますけれども、令和2年から6年間で緩やかにそういう措置をされていくというのも分かるんですけども、しかし、この税率というのは、どこから取るかということになってくると思うんですよね。または、国や県の支出が多ければ多いほど、この国保税に加入している方の負担が大きく減っていくわけですので、今、全国市長会等でも、国費を1兆円投じてこの国保税の軽減に努めてほしいということで、市長も賛同しながら進めているところになると思うんですけども、やはりその方向で、しっかりと国費を出していただくことがまず前提となります。

そしてまた、私が一番危惧しておるのは、この均等割ですよね。確かに資産割に関しては大きく減った部分がありますので、資産の多い方に関しては、今回のこの調整によって減額

されることがありますけれども、そういう意味においては、逆に家族が多い方、国保加入者の方で家族が多い方、例えば新しく生命が誕生する、生まれる状況になると家族が増えるわけでございますけれども、逆に言えば、こうした所得のない、働くこともできないゼロ歳児にまで課税がかかってくる状況になるわけでございます。やはりこうした均等割を減らしていく必要があると思うわけでございますので、例えば、18歳以下などの自分で稼ぐ力がないような方に、こうした大きな負担をかけるのはやはり承服できかねるわけでございますが、こういった方に対しての配慮をぜひ求めながら、また引き続き委員会のほうで質疑させていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 次に、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典でございます。

私からは、議案第9号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御質問させていただきます。

この一部改正では、情報公開、個人情報保護審査委員会委員、また行政不服審査委員会委員の報酬日額を5,000円から1万5,000円に引き上げ、他自治体との均衡を考慮したとのことですが、他の自治体とは具体的にどこだったのでしょうか。

また、当該条例には日額5,000円の各種委員がございますが、他自治体と比較すると、ほとんどの自治体では6,000円台から1万円程度でございます。日額5,000円の委員報酬は、他自治体との均衡は図られておりますでしょうか。また、この5,000円に設定したのはいつ頃だったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

近隣の市では、審査会の開催実績がなかったため、開催実績のある清須市や安城市を参考といたしました。

審査会は、審査請求があった場合に開催し、答申書を作成いたします。答申書の作成には法律等の専門的な知識も必要になりますので、弁護士等に委員をお願いしております。

日額5,000円の報酬額につきましては、平成16年度の行政改革推進委員会で他自治体の状況を踏まえ議論をし、決定をしていただきました。施行されたのは平成17年4月1日からであります。

他自治体との差はあるとは思いますが、現在のところ改正は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 横井克典議員。

○7番（横井克典君） 先ほど総務課長から御答弁のございました日額5,000円の委員報酬について、平成16年度の行政改革推進会議で御協議いただいたと。それで、平成17年4月1日

から施行ということでございます。

やはりこの御時世、なかなか各種審議会の委員に集まっていただけの方も少ないと思えますし、そういったこともあります。私が調べた限りでは、5,000円というのはほとんどありませんでした。そういったことから、やはり他市町村並みの処遇をとということを私は考えました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

本案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

本日、安藤市長より議案第25号が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加して議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（大原 功君） この際、日程第26、議案第25号を議題といたします。

安藤市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第25号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、小・中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備工事の財源を調整するためのものがございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長兼財政課長（渡邊秀樹君） 議案第25号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれの総額の増減はございませんが、国庫支出金、地方債等の補正をするものであります。

歳入予算といたしまして、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金6,701万

8,000円の減額を計上する一方、市債であります学校施設整備事業債6,660万円の増額等を計上するものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

ここで暫時休憩し、議案付託表の配付をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 会議を再開いたします。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

本日、安藤市長より議案第26号が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号を本日の日程に追加し、議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第26号 令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第27、議案第26号を議題といたします。

安藤市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 次に追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、名古屋第三環状線の用地として先行取得しておりました土地を県に売り払うための予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長兼財政課長（渡邊秀樹君） 議案第26号令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,725万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,727万1,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、土地売払収入2億6,725万8,000円の増額を計上するものであります。

歳出予算といたしましては、土地開発基金繰出金2億6,725万8,000円の増額を計上するものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより議案第26号の質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第26号を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 副議長 鈴木 みどり

同 議員 加藤 明 由

同 議員 佐藤 仁 志